

## 【演習③】

### 市町村における協議会運営

◆講 師

社会福祉法人 鯫ヶ沢町社会福祉協議会

常務理事 井上 雅哉 氏

立川市 保健医療部 高齢福祉課

在宅支援係長 石垣 裕美 氏

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

# 市町村が運営する 協議会について

## 構 成

- 1 第二期計画における「協議会」
- 2 具体的な協議会の紹介
- 3 演習

# 1

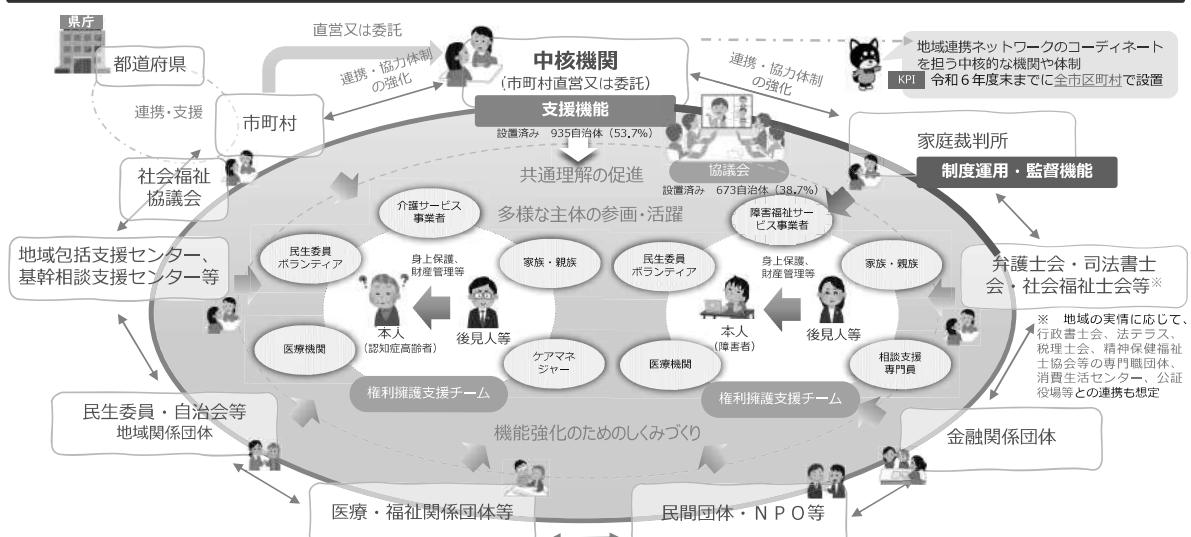
## 第二期計画における 「協議会」

2

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策

### 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 高齢化が急速に進展する中、地域においては、
  - ・銀行預金の払い出しができなくなったり、介護・障害福祉サービスの利用や入院の契約ができるなどその判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなるケース、
  - ・虐待や消費者被害など権利侵害を受けており、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげる必要のあるケースなど権利擁護支援のニーズが増加。
- こうした権利擁護支援ニーズに対応するためには、各地域において、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに司法との連携も含めた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築していく必要がある。



3

## 地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に応じた形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
	福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	①「権利擁護の相談支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</li> <li>• 本人・親族・支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明</li> <li>• 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>• 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ</li> </ul>	①「制度利用の案内」の機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するためには必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</li> </ul>
	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関や関係者が、専門職など連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</li> <li>• 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討</li> <li>• 適切な申立ての調整（市町村長申立ての適切な実施を含む）</li> <li>• 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）</li> </ul>	②「適切な選任形態の判断」の機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li> </ul>
	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行なうことができるよう、必要な支援を行う機能。</li> <li>• チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;チームによる支援の開始後、必要に応じて&gt;</li> <li>• 後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li> <li>• チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）</li> </ul> </li> </ul>	③「適切な後見事務の確保」の機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</li> <li>• 必要に応じた指導や指示、監督処分</li> <li>• 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul>

## 第二期計画における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。
- （なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各自の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を広げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ②制度利用の案内	◀	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</li> <li>• 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</li> <li>• 中核機関と各相談支援機関との連携強化</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	◀	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成</li> <li>• 専門職団体による専門職後見人の育成</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	◀	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援</li> <li>• 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化</li> </ul>

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

- 地域連携ネットワークとは、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**。
- 「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる

### - 権利擁護支援チーム -



- **権利擁護支援チーム**とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域・保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

- 既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添うなどが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

### - 協議会 -



- **協議会**とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

- 各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行なうことができるよう協議の場を設ける。

- なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

### - 中核となる機関 -



- **中核機関**とは、**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**であり、以下のようないくつかの役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

- 中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

6

## 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について (令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の概要)

### 通知の趣旨

- **重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進**に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。
- これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるもの。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるもの。

### 連携に当たっての基本的な考え方

- 連携の効率的・効果的な実施のためには、**関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要**であり、以下により日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内で協力体制を構築することを提示
  - ・両者の制度を理解するための研修の実施
  - ・連絡調整担当者の設置
  - ・定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など
- 連携を進める際の留意点として、個人情報について本人からの同意を得ることなどの取扱いを提示

### 具体的な連携取組例

以下のそれぞれについて、基本的な考え方や対応例等を提示

- 多機関協働事業者と中核機関の連携
- 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等
- 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

7

## 重層的支援体制整備事業と成年後見利用促進に係る取組を 一体的に取り組むことの効果（ヒアリング調査からの示唆）

### 重層的支援体制整備の取組の観点からは、

- 多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- 重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
- 包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。
- アウトリーチ支援者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。

### 成年後見制度利用促進に係る取組の観点からは、

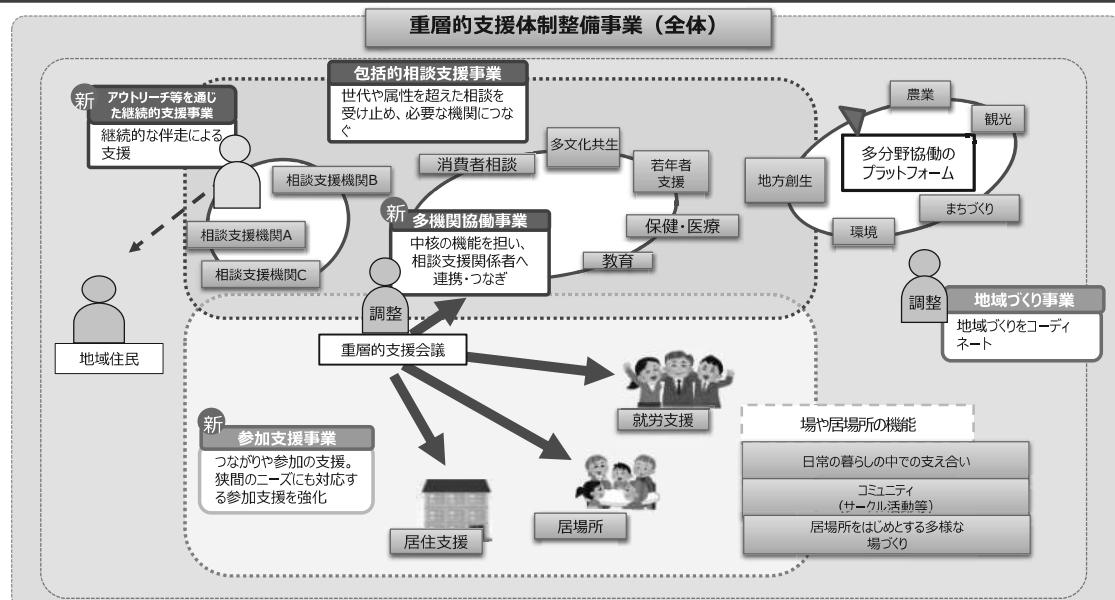
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。
- 後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。
- 成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる可能性が広がる。

出典：令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」報告書の内容を基に一部加工

8

## 重層的支援体制整備事業 実施イメージ

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人は**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



9

# 2

## 具体的な協議会の紹介

- ・東京都立川市の場合
- ・青森県鰺ヶ沢町・深浦町の場合

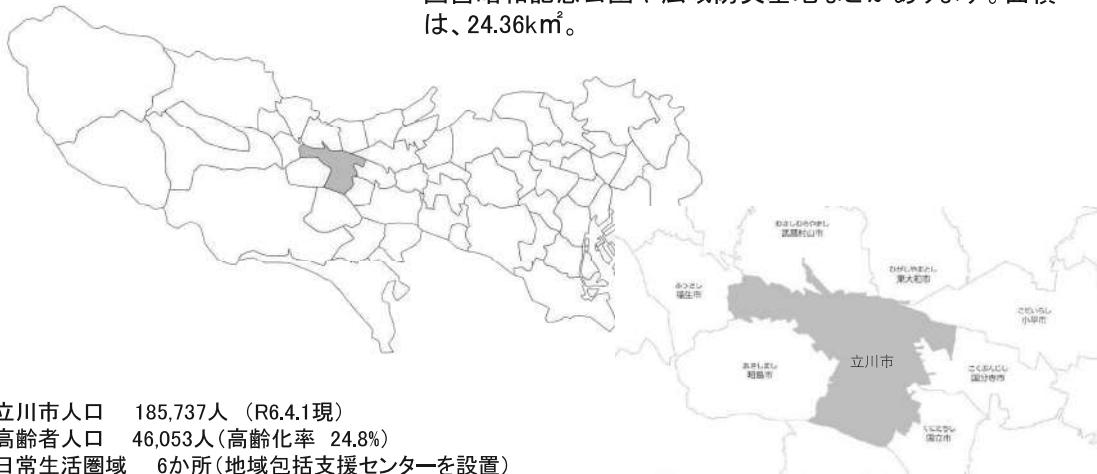
10

東京都立川市の場合

11

# 東京都立川市 事例紹介 立川市のご紹介(概要)

本市は、東京都のほぼ中央、少し西よりに位置し、JR立川駅周辺は商業が発展し人が集まり、市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地などがあります。面積は、24.36km<sup>2</sup>。



立川市人口 185,737人 (R6.4.1現)  
高齢者人口 46,053人(高齢化率 24.8%)  
日常生活圏域 6か所(地域包括支援センターを設置)  
介護サービス事業者数 (R5.10.1現)  
CM事業所(46か所) ヘルプ事業所(45か所)  
訪問看護事業所(20か所) デイサービス事業所(25か所)

立川市保健医療部高齢福祉課在宅支援係 石垣裕美

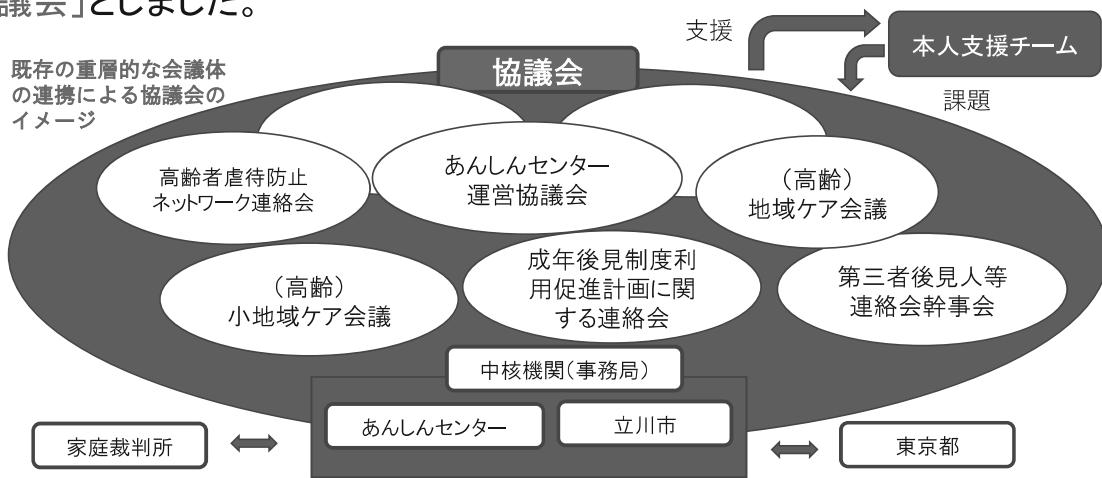
12

# 東京都立川市 事例紹介 既存のネットワークの活用

本市の特徴は2つあります。

第一に、中核機関を社会福祉協議会と立川市(福祉総務課・障害福祉課・高齢福祉課)の両輪で担っていく仕組みとしました。

第二に、既存の地域連携ネットワークを活用し、有機的につなげ、「協議会」としました。



立川市成年後見制度利用促進計画(R4年～R6年)

13

## 地域包括ケアに関する会議等の機能整理表 立川市の会議体一覧 (R5年度~)

会議名	地域ケア会議の 5つの機能 プラスワン	個別課題 解決	ネットワーク 構築	専門職 支援	地域課題 発見	地域づくり 資源開発	政策形成
1 介護保険運営協議会	・	・	・	・	・	・	◎
2 地域包括支援センター運営協議会	・	・	・	・	・	◎	◎
3 在宅医療・介護連携推進協議会	・	・	・	・	・	◎	◎
4 地域ケア推進会議(全市レベル)	・	・	・	◎	◎	・	・
5 小地域ケア会議(包括圏域レベル)	・	◎	・	◎	・	・	・
6 地域包括支援センター センター長会議	・	・	◎	◎	・	・	・
7 権利擁護業務連絡会	◎	・	◎	◎	・	・	・
8 介護予防業務連絡会	◎	・	◎	◎	・	・	・
9 ケアマネジメント支援業務連絡会	◎	・	◎	◎	・	・	・
10 自立支援会議(地域ケア個別会議)	・	・	◎	◎	・	・	・
11 居宅介護支援事業所等連絡会	・	◎	◎	・	・	・	・
12 訪問介護事業者連絡会	・	◎	◎	・	・	・	・
13 通所サービス事業者連絡会	・	◎	◎	・	・	・	・
14 主任介護支援専門員連絡会	・	◎	◎	・	・	・	・
15 訪問看護連絡会	・	◎	◎	・	・	・	・
16 支援困難事例の地域ケア個別会議	◎	・	・	◎	・	・	・
17 認知症初期集中支援チーム員会議	◎	・	・	◎	・	・	・

(注)専門職支援:事例検討等を用いて専門職の質の向上に向けた研修等を行うことや専門職向け研修の実施主体

14

## 東京都立川市 事例紹介 協議会からの課題抽出

協議会である「権利擁護業務連絡会」「地域ケア会議」「小地域ケア会議」に中核機関が参加し、立川市の権利擁護に関する課題を拾い集めてきた!



市民の関心事、支援者の心配事の  
キーワードは「終活」

満員御礼

今から学ぶ  
はじめての終活と  
成年後見制度

3/2(土)  
13:30～16:30  
(会場13:00)

市民のニーズ

「終活」と「成年後見制度」をテーマとした講演会をご用意致しました。この機会に、専門家と一緒に学んでみませんか。是非ご参加ください。

0次予防  
行政の仕掛け

内容「はじめての終活講座」

「成年後見制度の活用術」

三方よし!

●「終活」とは・

医療や介護制度の発達により、人生も100年時代と言われるようになりました。そのぶん、老後といわれる時間も大変長くなり、「医療」「介護」「葬儀・お墓」「相続」に至るまで、多くの方が自分らしく生きていいための備えをはじめています。この取り組みのことを、「終活」と呼んでいます。

●「成年後見制度」とは・

成年後見制度は、ご本人の権利を守る制度です。成年後見人は、ご本人の財産だけではなく、ご意思の決定をサポートします。認知症や障害があっても、自分らしく生活できるよう応援する制度です。

### 無料「終活相談」のご案内

弁護士による個別相談会です。

完全予約制になっておりますので、お電話にてご予約願います。

ご予約は、以下の日程ごとに 3枠(①②③) ご用意しております。

6月14日(金) ①13:30～14:20 ②14:30～15:20 ③15:30～16:20

7月12日(金) ①13:30～14:20 ②14:30～15:20 ③15:30～16:20

8月9日(金) ①13:30～14:20 ②14:30～15:20 ③15:30～16:20

●「終活計画」

医療や介護制度の発達により、人生も100年時代と言われるようになりました。そのぶん、老後といわれる時間も大変長くなり、「医療」「介護」「葬儀・お墓」「相続」に至るまで、多くの方が自分らしく生きていいための備えをはじめています。この取り組みのことを、「終活」と呼んでいます。

例えば、こんな悩み

●何から始めたらしいのかわからない ●頼れる親族がおらず今後のことが心配 ●認知症になった時のお金の管理が心配 ●亡くなった後の身の回りの整理 ●エンド・オブ・ライフ・ナート ●遺言書 ●葬儀会社

予約・問合せ: 地域あんしんセンターたちかわ ☎ 042-529-8319

開所時間8:30～17:15 日曜日・祝日は休みます

会場: 立川市総合福祉センター1階 相談室(立川市富士見町2-36-47)

## 東京都立川市 事例紹介 既存のネットワークの活用(苦労話)

- ◇既存の会議体には、設置目的がある
  - ～◆成年後見制度利用促進としての協議会の役割を認識してもらう\_ファシリテーション能力(場の設定)
  - ◆「中核機関」職員の腕の見せどころ\_情報収集・分析機能
- ◇「中核機関」の温度差
  - ～それぞれに優先度、得意分野が異なることを意識する

### 《上記、解決のための秘訣》

- ◆担当者が変わったとしても、継続できる仕組み
  - =成年後見制度利用促進計画(市町村個別計画)
  - 行政は、計画を指標に動くもの(評価→策定)
  - 地域特性を生かし、将来を見据えた計画策定を！

16

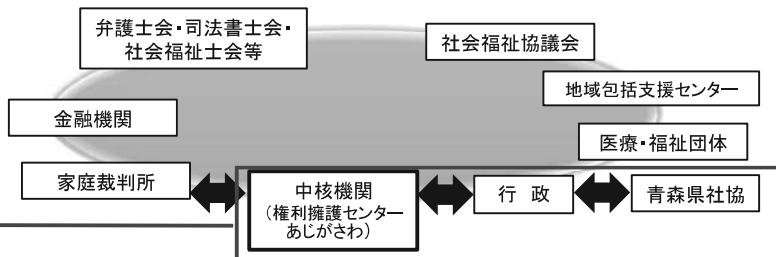
青森県鰺ヶ沢町・深浦町の場合

17

# 運営協議会と協議会

## ●運営協議会

広域設置(鰺ヶ沢町・深浦町)していることから事業の進捗状況や地域の課題抽出の役割



●地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コードィネート等を行う「司令塔機能」

●地域における「運営協議会」を運営する「事務局機能」

## 運営協議会の役割

- ・地域連携ネットワークについての意見集約の場
- ・権利擁護支援について研修
- ・中核機関への要望
- ・2町の意思疎通の場



18

# 運営協議会と協議会

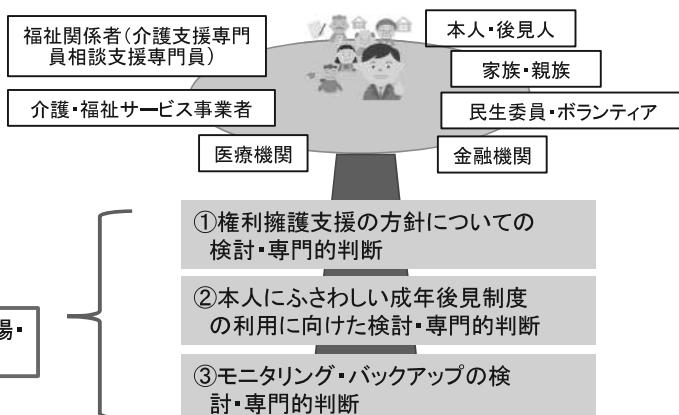
## ●協議会

### ●「チーム」 (日常生活圏域における本人支援構成メンバー)

●中核機関が進行管理する  
3つの「検討・専門的判断」

#### 検討・専門的判断会議

弁護士・鰺ヶ沢町役場・深浦町役場・  
深浦町社協・鰺ヶ沢町社協



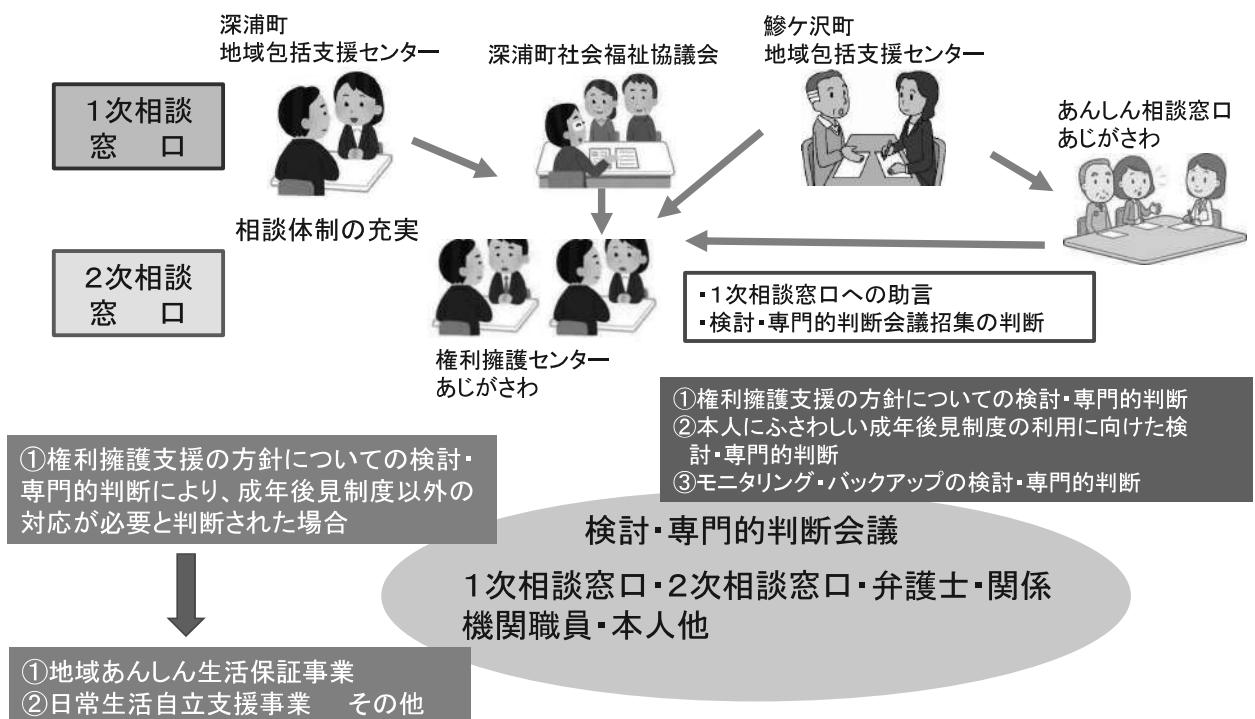
## その他協議会での検討内容

- ・予算について(利用支援事業含む)
- ・広報啓発の内容について
- ・受任体制について
- ・運営協議会の内容について
- ※行政と社協(中核機関)の情報共有



19

# 相談(1次・2次相談窓口)から検討・専門的判断



20

3

演習

21

## 地域で取り組むべき課題をどのように考えるか

### <相談からの分析>

- 相談者の内訳から、傾向を分析し、広報の対象を検討する。
- 相談内容の傾向を分析し、どの時点でどのように相談してほしいのかを協議会メンバーとも共有し、広報や相談受付の方法を見直す。
- 相談事案の地域ごとの傾向を分析し、その地域の課題について共有して、取組みを検討する。
- 「相談がない」地域、相談者にも目を向ける。
- より早期に相談を受け付けられる方が、成年後見制度以外の対応方法も含めて、本人の選択肢は広がる。

緊急性の高い、後見類型の相談しか入ってこないのであれば、早期の相談が受けられたのは、どの時点だったか、その時どのような対応方法がありえたのかを分析して、地域の支援者と共有する。

22

## 地域で取り組むべき課題をどのように考えるか

### <対応からの分析>

- 担い手の内訳から、傾向を分析し、持続可能な担い手の育成、支援を検討する。
- 担い手の育成、支援については、担い手だけでなく、都道府県や家庭裁判所とも課題認識を共有する。

### <地域の課題への取り組みを考えるときのポイント>

- 課題解決が、すぐには難しい課題がある場合、当面の対応と中長期的に解決する課題を考えてみる。
- すべてを市町村、社会福祉協議会、中核機関、今の担い手だけでの解決を考えるのではなく、新たな理解者、新たな担い手をどう作るかという視点で考えることも重要。

23

## 考えてみましょう

「協議会の役割」について考えてみましょう。

### ○個人ワーク 1分

- ・あなたの自治体で協議会はどのような役割を担っていますか。
- ・これまで協議会に参加したことのない方は、協議会にどのような役割を期待しますか。

### ○グループワーク 10分

- ・個人ワークで考えたことを共有しましょう。

24

## グループワークについて

①グループは3～4人に分かれます（運営側でブレイクアウトします）

②最初のグループワークで、1人30秒で自己紹介をしてください

〔紹介内容：市区町村名、所属、氏名、一言挨拶〕

③グループの中で、氏名が五十音順で一番早い人に、司会者をお願いします  
(全体での発表ありません)。

※「ブレイクアウト」中に講師や厚労省・事務局職員などが  
全体共有の準備のため、ワークの様子を見に行くことがあります。

25

## グループワーク メモ欄